

市第 115 号議案

横浜人形の家指定管理者の指定

次のように横浜人形の家指定管理者を指定する。

平成27年12月 4 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜人形の家	東京都港区港南 1丁目2番70号	丹青社・東急コミュニティー 共同事業体 代表者 株式会社丹青社 代表取締役 青田 嘉光 社 長	平成28年4月1日か ら平成33年3月31日 まで

提 案 理 由

横浜人形の家指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

丹青社・東急コミュニティー共同事業体の構成員

- 1 東京都港区港南 1 丁目 2 番 70 号

株式会社丹青社

代表取締役社長 青 田 嘉 光

- 2 東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 1 号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役社長 岡 本 潮

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）